

材料同窓会について(会則)

1. 同窓会の目的

本組織は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

2. 会員資格

本会員は、研究室同窓生、研究室教職員および元教職員とする。
研究室在籍生については準会員とする。

3. 名称

三重大学工学部機械工学科機械材料・材料機能設計研究室同窓会
略称は、材料同窓会とする。

4. 役員

同窓生より会長1名、副会長若干名を選出する。
教職員および元教職員は顧問とする。
任期は会長、副会長については5年とする。
事務局は、三重大学材料機能設計研究室内に設置することとする。

5. 同窓会行事

- (1) 同窓会行事
- (2) 講座旅行

6. 同窓会会員への通信費

定常的な会費は徴収しない。行事の都度、行事にかかる実費を参加者から徴収するものとする。

ただし、会員から通信費を徴収する。徴収額は行事案内の仕方によって、次のように異なる。

- (A) 同窓会行事のみの案内を希望する場合：通信費は不要
- (B) 同窓会行事と講座旅行の両方の案内を希望する場合：
 - (a) 電子メールによる案内：通信費は不要
 - (b) 郵便による案内：通信費 1,000 円(当分の間)

附 則

この会則は、平成 17 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。